平成30年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

平成３０年１０月２４日時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［広島県］
広島市　呉市　竹原市　三原市　尾道市　福山市　府中市　東広島市　江田島市　安芸郡府中町
安芸郡海田町　安芸郡熊野町　　安芸郡坂町　三次市　庄原市　広島県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※　被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年１月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。
猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続をお願いいたします。

○　窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。